

古賀市止水板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存する建物への内水氾濫による浸水被害を軽減するため、止水板を設置する者に対し、古賀市止水板設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成31年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 対象建物等の出入口等に設置して浸水を防除する固定式又は可動式の設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 浸水に耐える丈夫な材質でできていること。
 - イ 繰り返し使用が可能なものであること。
 - ウ 止水板として販売されている製品であること。
- (2) 設置工事 止水板を設置するために必要な工事をいう。
- (3) 内水氾濫 大雨や災害によって側溝や水路から雨水があふれだし、建物が浸水することをいう。
- (4) 対象建物等 住宅、マンション、店舗、事務所、工場等（建築基準法昭和25年法律第201号第7条第5項に基づく検査済証の交付の日がこの告示の施行の日以後であるものを除く。）又はこれらに付属する駐車場等であって、現に居住又は使用しているものをいう。ただし、国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地

方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物を除く。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、古賀市内に存する対象建物等に対する止水板の購入及び設置工事（以下「止水板設置工事等」という。）とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。

(1) 内水氾濫による床上浸水により被害を受けた対象建物等の所有者又は使用者

(2) 内水氾濫による床下浸水により被害を受けた又は古賀市総合防災マップにおける洪水・土砂災害ハザードマップの内水浸水想定区域（0.5m以上）内に立地する対象建物等の所有者又は使用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 所有者、所有者と同一世帯に属する者、使用者又は使用者と同一世帯に属する者で、古賀市税条例（昭和31年条例第11号）第3条に規定する市税、古賀都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年条例第28号）第5条に規定する負担金、古賀市下水道条例（平成9年条例第15号）第17条第1項に規定する使用料、古賀市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成12年条例第25号）第3条第1項に規定する分担金及び古賀市農業集落排水処理施設条例第17条第1項に規定する使用料の滞納をしている者

(2) 当該止水板の設置工事等について、古賀市、国又は他の団体から他の

補助金等の交付を受ける者

- (3) 古賀市暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第2条第1項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 売買を目的として所有している対象建物等に止水板の設置等を行う者
- (5) その他管理者が不適当と認めた者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、止水板の購入費又は設置工事費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内において管理者が定める。ただし、上限額は第4条第1項に掲げる者については40万円、第4条第2項に掲げる者については20万円とする。

2 補助金の交付は、同一建物につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、古賀市止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

- (1) 対象建物等の位置図（付近見取図）
- (2) 止水板を設置しようとする場所の写真
- (3) 止水板購入見積書又は止水板設置工事見積書

- (4) 対象建物等の登記事項証明書等、対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類
- (5) 滞納がない証明書（申請者について発行されない場合を除く。）
- (6) 内水氾濫により被害を受けた対象建物等の所有者又は使用者は、罹災証明書又は被災証明書の写し
- (7) その他管理者が必要と認める書類

2 申請者が対象建物等の使用者であるときは、当該建物に係る土地及び建物の所有者の承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（交付条件）

第9条 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

（決定通知）

第10条 管理者は、補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を古賀市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第3号）又は古賀市止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に変更又は中止が生じたときは、速やかに古賀市止水板

設置補助金交付変更申請書（様式第5号）に管理者が認める書類を添えて
管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、
補助金内容変更の承認の可否を決定し、その結果を古賀市止水板設置補助
金交付変更決定通知書（様式第6号）又は古賀市止水板設置補助金不交付
変更決定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとす
る。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30
日以内に、古賀市止水板設置補助金実績報告書（様式第8号。以下「実
績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、管理者に報告しなけ
ればならない。

- (1) 止水板購入又は止水板設置工事を証する領収書の写し
- (2) 止水板を設置している写真（工事着工前、工事中及び工事完了後）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係
る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補
助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合す
るものであるかどうかを調査し、交付すべき補助金の額を確定し、古賀市
止水板設置補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知
するものとする。

（請求等）

第14条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受け
ようとするときは、当該年度内に止水板設置補助金交付請求書（様式第

10号)により管理者に請求しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、補助対象事業の実施を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、止水板設置補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 管理者は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて書面により、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、管理者が指定する期限内に、当該補助金を管理者に返還しなければならない。

(維持管理)

第17条 補助事業者は、止水板が所定の性能を保持するよう維持管理に努めなければならない。

(協力の依頼)

第18条 管理者は、補助事業者に対し、必要に応じて止水板の使用状況に

関する情報の提供その他の協力を依頼することができる。

(市の免責)

第19条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を実施したことにより、補助事業者又は第三者に事故、紛争等が生じても、市はその責めを負わない。

2 補助対象事業を実施した後に対象建物等への浸水被害が発生した場合において、市はその責めを負わない。

(交付決定者の責務)

第20条 補助事業者は、止水板又は止水板の設置等を行った対象建物等を第三者に譲渡するときは、譲渡を受けるものに対して前条に規定する内容を承継させなければならない。この場合において、止水板の譲渡は、当該対象建物等又は当該の土地に附属し、止水板単体の譲渡はできないものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、
同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

(あて先) 古賀市下水道事業管理者

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

古賀市止水板設置補助金交付申請書

： 標記の補助金の交付を受けたいので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施工(設置)場所	古賀市	
住宅の状況	施工年度	年度
	形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅(持ち家) <input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他()
	申請者と住宅の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者
概要	主な内容	<input type="checkbox"/> 止水板購入 <input type="checkbox"/> 止水板設置工事
	工事期間	年　月　日～年　月　日
	予定工事費	円(税込金額)
	施工業者	
特記事項		

※添付書類

- 位置図及び写真 承諾書 止水板設置工事見積書又は止水板購入見積書
滞納がない証明書 対象建物等の登記事項証明書等
罹災証明又は被災証明の写し(内水氾濫の被害にあった方)
その他()

※確認事項 1 止水板設置補助金の交付を申請するにあたり、市税、税外収入金の納入状況を申請者及び同一世帯に属する者全員が確認されることに同意します。

2 必要に応じ、本市職員が現地調査することに同意します。

承諾書

年　月　日

(あて先) 古賀市下水道事業管理者

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

古賀市 に所在する土地及び建物について、
止水板を設置することに同意します。

(土地所有者) 住所 _____

氏名 _____

(対象建物等所有者) 住所 _____

氏名 _____

様式第3号(第10条関係)

様

第
年
月
号

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった古賀市止水板設置補助金の交付について、
下記のとおり決定したので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第10条の規定により通
知します。

記

1 補助金交付決定額 円
(対象となる止水板及び設置工事等の金額 円 (消費税を含む))

2 交付の条件

- (1) 古賀市止水板設置補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 上記要綱に違反したときは、この決定を取り消すことがあるため、補助金交付後に
取消しを決定した場合は、交付した補助金を返還すること。
- (3) 当該補助金制度に基づき設置した止水板等の不具合により、浸水被害等の問題が発
生した場合は、当該申請者と止水板設置工事を請け負った者との間での解決を図る
こと。
- (4) 設置後の止水板については、申請者の責により着脱すること。また、適切に管理す
ること。

3 その他

- (1) 工事内容又は工事金額に変更が生じた場合は、変更手続をすること。
- (2) 工事金額に変更が生じた場合は、上記補助金交付金決定額が変更される場合がある。

第
年
月
号

様

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった古賀市止水板設置補助金の交付について、下記の理由により補助金の不交付を決定したので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

年　月　日

(あて先) 古賀市下水道事業管理者

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

古賀市止水板設置補助金交付変更申請書

年　月　日付け 第　　号にて交付決定を受けました補助金について、申請内容を変更したいので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金等の名称 古賀市止水板設置補助金

2 変更事由 変更 中止

3 変更（中止）理由

4 変更内容

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した古賀市止水板設置補助金
について、下記のとおり変更決定したので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第11条第
2項の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 当初補助金交付決定額 | 円 |
| (対象となる止水板及び設置工事等の金額 | 円 (消費税を含む)) |
| 2 変更補助金交付決定額 | 円 |
| (対象となる止水板及び設置工事等の金額 | 円 (消費税を含む)) |

第 号
年 月 日

様

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金不交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した古賀市止水板設置補助金
について、下記の理由により補助金を不交付とすることに変更したため、古賀市止水板補
助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

様式第8号(第12条関係)

年　月　日

(あて先) 古賀市下水道事業管理者

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

古賀市止水板設置補助金実績報告書

年　月　日付け 第　号で交付(変更交付)決定のあった止水板設置が完了したので、古賀市止水板設置補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

施工(設置)場所	古賀市		
施工業者			
工事期間	年　月　日	～	年　月　日
工事費	円(税込金額)		

※添付書類

- 止水板購入又は止水板設置工事を証する領収書の写し
- 止水板を設置している写真(工事着工前、工事中及び工事完了後)
- その他()

様式第9号(第13条関係)

年　月　日

様

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金確定通知書

年　月　日付け　　第　　号で交付(変更交付)決定通知した古賀市止水板設置補助金について、次のとおりその額を確定したので古賀市止水板設置補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付通知書	円
確定通知書	円

様式第10号(第14条関係)

年　月　日

(あて先) 古賀市下水道事業管理者

設置者住所	
設置場所	古賀市
氏名	
電話番号	

古賀市止水板設置補助金交付請求書

年　月　日付け　　第　　号で確定通知を受けた古賀市止水板設置補助金について、古賀市止水板設置補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	金		円(非課税)
金融機関	銀行 〔 〕信用金庫　〔 〕支店 農協		
預金種目	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
名義人			

様式第11号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

古賀市下水道事業管理者

古賀市止水板設置補助金不交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した古賀市止水板設置補助金について、下記の理由により補助金の交付決定を取り消したため、古賀市止水板補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの理由